

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

| 条例又は規則名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|-----------------------------------|--------|----------|
| 盛岡市立高等学校授業料等条例（昭和40年条例第19号）第6条第1項 | 授業料の減免 | 盛岡市立高等学校 |

- 1 減免基準は、盛岡市立高等学校授業料減免に関する規則（昭和49年規則第37号）第2条に定める基準とする。
- 2 標準処理期間は、14日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。